

## 犬の飼い主の方へ

### ○愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。  
飼い始めたときに1度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・町外から転入したとき
- ・町外へ転出したとき（転出先の市町村）
- ・転居して住所が変更したとき
- ・飼い主を変更したとき
- ・飼い犬が死亡したとき



### ○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院で受けていただくか、住民生活課生活環境グループにお電話でお問い合わせください。

### ○4月1日（土）～9月30日（土）は野犬掃とう期間です

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬は全て野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

**「ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう」**

問合せ先：住民生活課 生活環境グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

## 〈人権擁護委員制度をご存知ですか〉

毎年6月1日（木）は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続もありません。もちろん相談内容についての秘密は固く守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

人権擁護委員は幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次のお二人です。

稲垣 紘 順（字下沼） ・ 三好 和 夫（字問寒別）

## 全国一斉「人権擁護委員の日」特別相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

### 記

《全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所の開設日程等》

日 時 平成29年6月1日（木）

午前10時から午後3時まで

場 所 幌延町生涯学習センター 研修室

問合せ先：旭川地方法務局稚内支局 稚内市末広5丁目6番1号 電話：0162-33-1122